

人材紹介手数料等に関する契約書

〇〇〇〇〇（以下「甲」という）と、株式会社八木橋総合サービス（以下「乙」という）とは、乙から甲に対して行われる人材紹介の手数料等に関して、以下のとおり契約を締結するものとし、本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各1通を保有する。電子署名による場合は、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

第1条 甲は、社員採用に関して、乙に人材の紹介を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 乙は、甲が採用する求人要件に該当し、かつ候補者本人が応募を承諾した場合に、人材を甲に紹介する。

2 甲は乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を書面又 電子メール等で明示し、乙は求職者に求人票を用いて同法第5条の3第1項に定める労働条件を明示する。

3 前項により乙が求職者に労働条件を明示し、甲と求職者との雇用契約の成立をあっせんした後、当該雇用契約の始期までの間に、労働条件を変更、特定、削除、追加（以下「変更等」という）する場合は、変更等した後の労働条件を甲は求職者に明示するものとする。

第3条 甲は、乙が紹介した候補者について採用を決定した場合には、候補者が入社するにあたり労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面もしくは内定通知書の交付を候補者に行うものとする。また、甲は、乙が職業安定法第32条の15で定める帳簿を作成するため、その写しを乙に交付するものとする。

第4条 甲は、乙が実施した人材の紹介の対価（以下「紹介手数料」という）として、乙が甲に紹介した人材（以下「候補者」という）が甲に採用された場合、甲は乙に以下のとおり紹介手数料を支払うものとする。紹介手数料には消費税を加算する。

1 紹介手数料について 本人の理論年収の35%とする。

理論年収とは ①理論年収＝「月額固定給×12ヶ月＋前年度実績賞与額」とする。

ただし、月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他毎月固定で支払われる諸手当」とし、通勤交通費、および時間外・休日・深夜労働手当等変動要因のある手当は含まれない。②年俸制の場合は、年俸額を年収（＝理論年収）とする。

管理番号：25100001

- 2 支払い時期について 乙が甲に紹介した候補者の入社後1ヶ月以内とする。
- 3 手数料については、消費税及び地方消費税率を乗じた際に円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。
- 4 振込手数料は、甲の負担とする。
- 4 乙が紹介した候補者を甲の諸事情により一旦不採用としたにも関わらず、その後甲が当該候補者を採用し入社に至った場合は、甲はその旨を乙に通知し、乙の紹介から1年以内に限り前項に基づく紹介手数料を支払うものとする。
- 5 甲は、乙に紹介以外にコンサルティング等の実施を委託し、乙がこれを実施する場合は、甲は要した出張等の費用及びコンサルティング等料金を紹介手数料とは別途、乙に支払うものとする。

第5条 甲は、第4条に定める対価について、甲が所在する国もしくは地域における法律もしくは慣習にかかわらず、税金やその他の名目の手数料等を控除することなく、全額を乙に対して支払うものとする。

第6条 乙が甲に紹介した候補者が、甲に採用された日から起算して次項に定める期間に当人の一身上の都合で退職した場合は、甲は退職日から2週間以内にその事実を乙へ連絡するものとする。また、乙は第4条1項に基づき既に甲から受領した当該候補者についての紹介手数料の一部を甲に返金するものとする。

2 前項において、乙が甲に当該候補者についての紹介手数料の一部を返金する場合は以下のとおりとする。

- ・入社後3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%を返金

3 乙は、前項に定める返金以外には、甲に対していかなる返金・賠償の責を負わないものとする。

第7条 甲は、乙から紹介された人材の個人情報について、採用選考にかかわらない第三者への個人情報の利用、提供、開示、漏洩をしてはならない。個人情報とは、キャリアシート（履歴書）・職務経歴書・推薦状・選考進捗情報等の個人を特定できる情報をいう。

2 甲は、乙から紹介された人材で、採用に至らなかった人材の個人情報について、甲の責任のもと、削除および応募書類をシュレッダー破棄する等、情報漏洩しないよう、速やかに安全措置を講ずるものとする。

3 甲は、乙から紹介された人材を期間の定めのない雇用契約で採用した場合に、乙が実施する採用日以降6カ月以内に離職（解雇を除く）したか否かの調査に協力するものとする。

第8条 甲及び乙は、本契約の履行に伴い相手方から得られた相手方の企業機密情報を第三者に提供、開示、漏洩したり、本契約の目的外で使用してはならないものとする。ただし、甲が同

意した場合、本契約履行に伴い開示された甲の企業機密情報を乙は応募予定者に開示する事ができるものとする。

第9条 甲及び乙は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約する。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。

3 甲及び乙は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合又は前2項の誓約に反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。なお、この解除によって生じた損害については、解除当事者は責任を負わないものとする。

第10条 本契約の有効期間はxxxx年xx月xx日から満1年とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がなされないとき、本契約は引き続き1年間更新されるものとし、以後も同様とする。また、有効期間中に当事者のいずれか一方が文書により解約を申し入れた場合、通知の日から1ヶ月後の日付をもって解約が成立するものとする。なお、解約日までに実行された人材の紹介に係る行為は本契約書に基づき清算されるものとする。

第11条 本契約に定めない事項及び本契約の規定について疑義を生じた場合は、甲乙双方誠意を持って協議し決定するものとする。

第12条 本契約の内容を変更する必要がある場合、両当事者は協議の上、本契約の規定を変更できるものとし、変更後の規定が本契約の規定に優先されるものとする。

第13条 本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約から生ずる紛争については、乙の指定する（簡易）裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条 本契約の締結前に、甲乙間で締結済みの人材紹介手数料に関する契約書（以下「旧契約」という）が存在する場合は、旧契約は本契約の発効をもって終了するものとし、本契約発効後は旧契約に基づく人材紹介契約及びその他の覚書については、本契約を適用する。

以 上

xxxx年xx月xx日

(甲)

(乙) 株式会社八木橋総合サービス
埼玉県熊谷市仲町 74 番地
取締役 山岸 和彦